

農家の皆様へ

# 農業用使用済みプラスチック類・不要農薬の回収実施について

農業用使用済みプラスチック類(ハウスビニール・あぜ波・育苗箱・肥料袋・空容器)並びに不要農薬の回収を実施いたします。

農業用使用済みプラスチック類(以下廃プラ)については農業用産業廃棄物に該当し、個人による責任をもった処理が義務づけられています。また、農業においても、農業取締法の改正により使用方法の適正な遵守はもちろんの事ながら、使用期限を過ぎた農薬の適正な処理が求められています。

そこで、当協議会では適正な処理を行っていただくために、年2回(夏・冬)の回収作業を実施しております。環境に配慮した農業実践のために廃プラ・不要農薬がございましたらこの機会にご利用ください。

※排出について、裏面の注意点をよく確認していただきますようお願いいたします。

※なお、処理につきましては有料となりますが、処理実費費用のみの請求となっております。

## ★回収日時・場所

回収日	回収場所	回収時間
7月15日(土)	愛知中部カントリー(愛荘町島川303)	午前9時～ 11時30分まで
7月15日(土)	稲枝カントリー(彦根市本庄町367)	
7月22日(土)	厚生社カントリー(豊郷町四十九院1126)	
7月22日(土)	多賀ライスセンター(多賀町多賀1261)	
7月29日(土)	彦根ライスセンター(彦根市甘呂町1367)	



※処理作業の関係により申込書は回収日の3日前までに、  
最寄の営農経済センター並びに各支店等に提出をお願いいたします。

## 回収場所までの運搬について...

廃プラ・不要農薬につきましては産業廃棄物に位置づけられています。このため収集場所等へ運搬する車両への「産業廃棄物運搬車」表示が義務づけられています。申込後「産業廃棄物運搬車」の表示証をJA窓口にてお渡ししますので、搬入される方は必ず車に掲示し回収場所に搬入してください。

## 搬入について...

- ・回収日時から都合の良い日を選び、指定された回収場所まで各自で搬入をお願いいたします。
- ・搬入時には必ず「産業廃棄物運搬車表示証」の掲示をお願いいたします。
- ・回収作業はスムーズに行えるように仕分け、排出物の結束等のご協力をお願いいたします。
- ・法規制により、各集落を回ることができませんのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・廃プラや農薬を入れていたダンボール等は回収できません。行政の手順に従って処分してください。

## JA東びわこ地区農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会

彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町  
JA全農しが・JA東びわこ・彦根愛犬肥料商業組合

# 農業用使用済みプラスチック類及び不要農薬持込明細書兼委託書

JA東びわこ地区農業用使用済みプラスチック適正処理推進協議会 行 令和5年 月 日  
(東びわこ農業協同組合)

〒  
住 所: \_\_\_\_\_  
氏 名: \_\_\_\_\_  
電話番号: \_\_\_\_\_

私は、廃プラ・不要農薬適正処理にかかる処理業者との委託契約の締結及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付事務を東びわこ農業協同組合に委託いたします。

## ◎回収日時・場所

回収日	回収場所	搬入場所(○印)	回収時間
7月15日(土)	愛知中部カントリー(愛荘町島川303)		午前9時～ 11時30分まで
7月15日(土)	稲枝カントリー(彦根市本庄町367)		
7月22日(土)	厚生社カントリー(豊郷町四十九院1126)		
7月22日(土)	多賀ライスセンター(多賀町多賀1261)		
7月29日(土)	彦根ライスセンター(彦根市甘呂町1367)		

## ◎持込農業用使用済みプラスチック

品目	申込み数量(概数)	持込数量(搬入時に記入)	備考
あぜ波	kg	kg	
育苗箱	kg	kg	約700g/1箱(参考)
ハウスビニール	kg	kg	
肥料袋	kg	kg	
空容器	kg	kg	
その他 ※上記以外	kg	kg	

※フロアブル剤などの空容器を廃プラとして排出する場合は、中身をよく水洗いし農薬が残った状態にしないでください。少しでも農薬が残っている場合は、廃プラとして処理できません。

## ◎持込不要農薬

農薬名	剤型	申込み重量	持込み重量	備考
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	
		kg	kg	

※粒剤などの空袋の排出がある場合もご記入ください。 ※色付き枠内のみ記入してください。  
※農薬の名称がわからない場合はその旨をお伝えください。

# 口座振替依頼書

令和5年 月 日

東びわこ農業協同組合 行

〒 \_\_\_\_\_  
 住 所: \_\_\_\_\_  
 氏 名: \_\_\_\_\_  
 電話番号: \_\_\_\_\_

下記振替種目にかかる金額を口座振替の方法により私名義の指定貯金口座から支払うため、下記の事項を確約のうえ依頼いたします。

## 指定貯金口座

貯金の種類	支店コード・支店名	口 座 番 号						お届印
1. 普通 2. 当座	支店							
3. 貯蓄 4. その他								
口座名義人								

## 振替項目

廃プラ・不要農薬処理代金にかかる支払

記

- 1 口座振替の手続きについては、貴組合所定の方法で処理してください。
- 2 万一振替指定日に指定貯金の残高が引落し金額に満たないときは、支払いをされなくても異議ありません。
- 3 後日この取扱いについて、万一紛議が生じても貴組合に迷惑をかけません。
- 4 この口座振替契約は、貴組合が必要と認めた場合、私に通知されることなく解約されても異議ありません。

検印	印鑑照合	係

※ ご記入いただいた個人情報は廃プラ・不要農薬の処理における取りまとめ・精算など関連する処理のみ使用いたします。

# 農業用使用済みプラスチック類及び不要農薬の回収に伴う注意点

## 農業用使用済みプラスチックについて...

- ・処理請求金額は重量(kg)当たりの請求になります。
- ・処理対象は、農業関係のハウスビニール・あぜ波・肥料袋・育苗箱等が対象となります。  
 ※家庭ごみ(ペットボトルや菓子パン袋など)が混入している場合は、回収をお断りしています。  
 ※塩ビパイプ類は回収をお断りしています。申し訳ありませんがご了承ください。
- ・付着している土砂・金属・木片等の異物はしっかりと取り除いてから排出してください。
- ・育苗箱を排出される場合は10枚一括りにまとめてください。
- ・農薬等の空容器はしっかりと洗浄していただいている場合のみ廃プラとして排出できます。  
 ※液体が残っている場合は不要農薬対応となり請求額も不要農薬処理価格となります。
- ・廃プラの回収で不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

## 不要農薬について...

- ・処理請求金額は重量(kg)当たりの請求になります。
- ・処理対象は、一般農薬の粒剤・粉剤・液剤・乳剤・水和剤が対象です。  
 ※不要となった肥料及び、粒剤や粉剤の空袋は農薬の処理価格で排出できます。  
 ※水銀、Pops農薬、クロールピクリン類やPCP類の農薬は処理価格が異なるため、事前にお問い合わせください。  
 ※PCP類は全国的に排出量が少なく数年に1度の回収になります。排出希望の場合は事前にお問い合わせください。  
 ※水銀、Pops農薬は回収後、梱包しJAで中間業者まで自社運搬いたします。請求重量は梱包後の重量(農薬+梱包資材)を請求いたします。
- ・MO類・ショウロン類などメーカー回収対象の農薬は無料回収させていただきます。
- ・古い農薬は、容器が劣化していることが多く、破袋し中身がこぼれる恐れがあるため、梱包して排出してください。

## 処理金額について...

### 農業用使用済みプラスチック処理費用

ハウスビニール	約50円/kg
農ポリ・マルチ類	
あぜ波・育苗箱	
肥料袋・空容器	

### 不要農薬処理費用(一般農薬処理の場合)

一般農薬 (粒剤・粉剤・液剤 ・乳剤・水和剤)	約310円/kg
農薬運賃	約80円/kg
農薬処理合計	約390円/kg

## よくある質問

- Q. 袋どりのコンバイン袋は排出できますか？  
 A. 金属(チャック部分)を取り除けば処理できます。  
 Q. 離農したので肥料や農薬が残っています。  
 A. 肥料・農薬ともに不要農薬という扱いで処理できます。  
 Q. スプレー缶タイプの殺虫剤は排出できますか？  
 A. 処理できません。中身を使い切って空にして、穴を開け一般ごみ区分の「缶・金属」として排出してください。



※処理価格につきましてはあくまでも目安です。処理量等により変動がありますのでご注意ください。  
 ※協議会から請求する金額は全て税込み表示となります。

## お問い合わせ先

市町		JA	
彦根市農林水産課	30-6118	本店 営農振興課	28-7851
愛荘町農林振興課	37-8051	彦根営農経済センター	28-9838
豊郷町産業振興課	35-8114	稲枝営農経済センター	43-3720
甲良町 産業課	38-5069	愛荘営農経済センター	42-2071
多賀町産業環境課	48-8117	東部営農経済センター	35-2552